

SPOD フォーラム2026 2801A 基礎から学ぶ契約書作成実務 別紙資料
--

1. 大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について（周知）

＜令和3年4月8日事務連絡＞

出典：令和7年度 大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1419601_00010.htm

29 大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について

2. 大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際の留意点について

出典：令和2年度 大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1419601.htm

25 大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際の留意点について

3. 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）〈平成19年7月31日〉

出典：文部科学省ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07091103.htm

4. 印紙税額の一覧表

出典：国税庁ウェブサイト

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/zeigaku_ichiran_r0204.pdf

大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について（周知） （令和3年4月8日事務連絡）

1. 全体的な考え方

- 大学設置基準第19条第1項に規定しているとおり、大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則である。
- ただし、平成19年の「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」（19文科高第281号）において通知しているとおり、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が直接雇用していない当該大学以外の教育施設等の被雇用者を活用して授業を実施することも認められること。
- このような授業を行う場合には、例えば、
 - ①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
 - ②大学の授業担当教員の各授業時間の指導計画の下に実施されている
 - ③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
 - ④大学の授業担当教員による成績評価が行われるなど、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。
- 以上の考え方について、各大学が直接雇用していない個人事業主を活用して授業を実施する場合においても当てはまることに留意すること。

2. 請負契約等の活用に係る留意点

- 大学が、請負契約等を活用するなどして、授業担当教員以外の者を活用して授業を実施する際には、教育関係法令（学校教育法、大学設置基準等）や労働関係法令（職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示等）の規定に則して実施しなければならない。
- 請負契約等を活用する場合には、契約内容について関係法令の違反がないか確認するとともに、疑義がある場合は、文部科学省や管轄の都道府県労働局に適宜相談するなど、関係法令に則した適切な対応をとること。
- なお、大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解しており、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った事業者には雇用されて当該校務に従事する者や、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った個人事業主については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、職員には当たらず、したがって、学校教育法上授業担当教員となることができると解される講師（非常勤も含む）として発令することはできない。そのため、そのような者に対して、「非常勤講師」等学校教育法上授業担当教員となることができると解される職名と同一の呼称を用いることは、学生等の誤解を生む恐れがあることから適切な呼称を用いること。

○大学の質保証を担保した上で請負契約による授業を行うことについて

■大学の質保証（教育関係法令の観点）

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

両立

■偽装請負等の禁止（労働関係法令の観点）

- ・請負契約等の性質上、大学から請負契約等先の企業の被雇用者や個人事業主に対して指揮命令をすることはできないことに留意することが必要
- ・契約先が企業である場合、請負契約等の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望する外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要

○専任教員が指導計画等を立てる

○同計画等に基づき、請負契約において、委託業務（語学授業等）の詳細を定める

○専任教員は授業の実施状況を把握するとともに、成績評価を行い、単位を認定

【想定される例】

・英語の授業全体を専任教員が進行しつつ、コミュニケーション部分を外部講師に担当させる

・実験や演習の授業について、分析機器や実験機器の操作・説明を外部講師に担当させる

等

**大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際（特に請負契約等による場合）は、
以上2つの観点を踏まえ、各大学において適切な実施体制を構築することが求められます。**

【重要】

大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点を改めて周知します。関係各位におかれては、お目通しくださいますようお願いいたします。

事 務 連 絡

令和3年4月8日

各国公私立大学担当部局 御中

文部科学省高等教育局大学振興課

大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の
留意点について（周知）

各大学においては、教育研究活動の実施に当たり、必要な人材の確保に努めていただいているところですが、今般、一部の大学において、大学が直接雇用していない者に実質的に授業科目を担当させるという不適切と思われる事案がありましたので、大学が直接雇用した教員ではなく請負契約や準委任契約等（以下「請負契約等」という。）を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について、改めて下記のとおり周知します。各大学におかれては、引き続き適切な対応をお願いします。

記

1. 全体的な考え方

- 大学設置基準第19条第1項に規定しているとおり、大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則である。
- ただし、平成19年の「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」（19文科高第281号）において通知しているとおり、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が直接雇用していない当該大学以外の教育施設等の被雇用者を活用して授業を実施することも認められること。
- このような授業を行う場合には、例えば、

①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている

②大学の授業担当教員の各授業時間の指導計画の下に実施されている

③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している

④大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

- 以上の考え方について、各大学が直接雇用していない個人事業主を活用して授業を実施する場合においても当てはまることに留意すること。

2. 請負契約等の活用に係る留意点

- 大学が、請負契約等を活用するなどして、授業担当教員以外の者を活用して授業を実施する際には、教育関係法令（学校教育法、大学設置基準等）や労働関係法令（職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示等）の規定に則して実施しなければならない。
- 請負契約等を活用する場合には、契約内容について関係法令の違反がないか確認するとともに、疑義がある場合は、文部科学省や管轄の都道府県労働局に適宜相談するなど、関係法令に則した適切な対応をとること。
- なお、大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解しており、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った事業者には雇用されて当該校務に従事する者や、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った個人事業主については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、職員には当たらず、したがって、学校教育法上授業担当教員となることができると解される講師（非常勤も含む）として発令することはできない。そのため、そのような者に対して、「非常勤講師」等学校教育法上授業担当教員となることができると解される職名と同一の呼称を用いることは、学生等の誤解を生む恐れがあることから適切な呼称を用いること。

【参照条文】

○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抄）

第九十二条 ①・② （略）

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

④～⑩ （略）

○大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）（抄）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 （略）

【参考資料】

○「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」

（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000078287.pdf>）

【本件担当】

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

代 表：03-5253-4111（内 3338）

Mail: daigakuc@mext.go.jp

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際の留意点について

教育関係法令の観点(大学の質保証)

「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」(平成19年文科高第281号通知)より

- ✓ 大学設置基準においては、大学の授業科目について、**大学が自ら必要な教員組織等を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則**とされている。(第19条第1項)
 - ✓ ただし、全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することは認められており、このような授業を行う場合には、
 - ① 授業の**内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等**の必要な事項を**協定書**に定めている
 - ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの**指導計画の下に実施**されている
 - ③ 大学の授業担当教員が**当該授業の実施状況を十分に把握**している
 - ④ 大学の授業担当教員による**成績評価**が行われる
- など、**当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要**であることに留意することとされている。

労働関係法令の観点(偽装請負の防止)

「大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて」(平成18年1月文部科学省会議資料)より

- ✓ 請負契約の性質上、大学から外部講師に対して**指揮命令をすることはできないこと**に留意することが必要
 - ✓ 請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望するが外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要。
- これらのことから、一般的には、**請負契約による講師は、学長の権限と責任の下において、自ら授業を行うことが困難**であり、**その役割は、授業を行う教員を補助する業務に限定**される可能性が高い。

○大学の質保証を担保した上で請負契約による授業を行うことについて

■大学の質保証(教育関係法令の観点)

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

両立

■偽装請負の禁止(労働関係法令の観点)

- ・請負契約の性質上、大学から外部講師に対して指揮命令をすることはできないことに留意することが必要
- ・請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望するが外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要

○専任教員が指導計画等を立てる

○同計画等に基づき、請負契約において、委託業務(語学授業等)の詳細を定める

○専任教員は授業の実施状況を把握するとともに、成績評価を行い、単位を認定

【想定される例】

・英語の授業全体を専任教員が進行しつつ、コミュニケーション部分を外部講師に担当させる

・実験や演習の授業について、分析機器や実験機器の操作・説明を外部講師に担当させる

等

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際(特に請負契約による場合)は、**以上2つの観点を踏まえ、各大学において適切な実施体制を構築**することが求められます。

○ なお、大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解しており、請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、職員には当たらず、したがって、授業担当教員とはならない。

○ 平成 17 年度学校法人の運営等に関する協議会において配布した「大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて」については、請負契約の性質に鑑み、請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者が授業担当教員となることはできないことを踏まえて留意点を示したものである。

○ すなわち、当該資料中「実際に教育にあたる教員」とは「授業担当教員」に相当し、「授業を行う教員を補助する」とは、「（担当教員の責任の下で）担当教員以外の者を活用して授業を実施する」ことに相当するものであり、その考え方には変更はない。

【参照条文】

○ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抄）

第九十二条 ①・②（略）

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

④～⑩（略）

○ 大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）（抄）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 （略）

【参考資料】

○ 「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」

（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/fi/le/06-Seisaku/jouhou-11600000-Shokugyouanteik-yoku/0000078287.pdf>

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際の留意点について

平成 30 年 6 月

1. 全体的な考え方

○ 大学設置基準第 19 条第 1 項に規定しているとおり、大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則。

○ ただし、19 文科高第 281 号において通知しているとおり、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することも認められる。

○ このような授業を行う場合には、例えば、

① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている

② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている

③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している

④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

○ また、授業担当教員を同じくする複数の授業科目の授業が別々の場所において同時に実施される場合についても、同様の考え方により、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要。

2. 請負契約の活用に係る留意点

○ 大学が、請負契約を活用するなどして、授業担当教員以外の者を利用して授業を実施する際には、教育関係法令（学校教育法、大学設置基準等）や労働関係法令（職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示等）の規定に則して実施しなければならない。

○ 請負契約を活用する場合には、契約内容について関係法令の違反がないかを確認するとともに、疑義がある場合は、文部科学省や管轄の都道府県労働局に適宜相談するなど、関係法令に則した適切な対応をとること。

大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて

平成18年1月

●学校教育法の規定上、大学の教学面の権限と責任は学長に委ねられていることから、日々の授業の実施についても、教育課程の編成等と同じく、学長の権限と責任の下で展開されることが必要。
→このことから、大学の「教員」にも、学長の権限と責任の下に授業を行うことが求められている



近時、大学と企業が「請負契約」を締結し、企業に雇用されている者が、当該契約に基づき「外部講師」として大学において授業を行う(単独で/授業を行う教員の補助者として)ような構想が見られるが、この場合、以下の諸点に留意すべきであるので、その具体的な取扱については、文部科学省及び所管の地方労働局等の確認を得ることが望ましい。

【留意点】

＜大学教員の位置付け＞

◆学校が責任をもって教育を実施するには、実際に教育にあたる教員について、人事権、懲戒、分限権、指揮・監督権を学校が有することが必要であり、そのためには、教員は当該学校に直接に雇用される者であることが一般的である。

＜請負契約の性質＞

◆請負契約の性質上、大学から当該外部講師に対して指揮命令をすることはできないことに留意することが必要。

◆請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望する外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要。

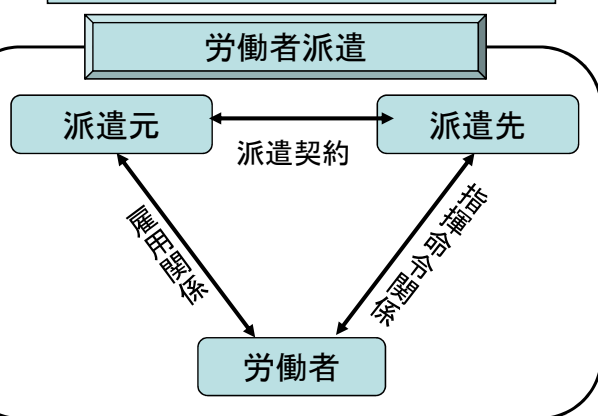
→これらのことから、一般的には、請負契約による講師は、学長の権限と責任の下において、自ら授業を行うことが困難であり、その役割は、授業を行う教員を補助する業務に限定される可能性が高い。

○ 労働者派遣等の労働力需給調整の仕組み

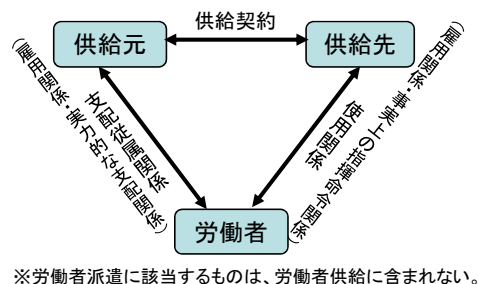
平成26年8月27日付職派需発0827第2号
厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部需給調整事業課長通知
添付資料より

労働者派遣：自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること。（労働者派遣法第2条第1項）

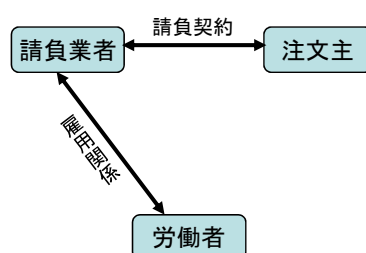
派遣元・派遣先・労働者の三者関係



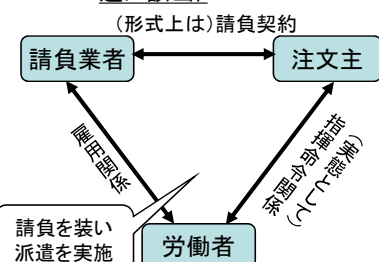
(参考1)労働者供給



(参考2)請負



(参考3)偽装請負(法的には労働者派遣に該当)



※ 労働者供給については、職業安定法の規定により業として行うことが禁止されている。

※ 労働者派遣は、従来の労働者供給の一形態に当たるものであるが、労働者派遣法により、一定のルールのもとに適法に事業として行えることとなったもの。

○請負と労働者派遣と偽装請負

偽装請負とは、請負、業務委託などと称して、派遣契約を締結することなく労働者派遣を行うこと。雇用主等が果たすべき責任の所在が曖昧となり、労働災害の発生等の問題に繋がる。

労働者に対する責任

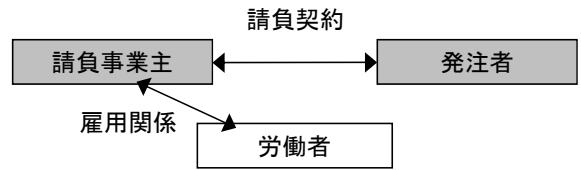
雇用主である請負事業主が「全責任」を負う

「指揮命令」に伴うもの以外の責任
労働契約、賃金支払い、時間外協定、労災補償 等
(実効性担保のため労働者派遣法の規定)
許可・届出制、派遣契約の締結、責任者の設置、管理台帳の整備等

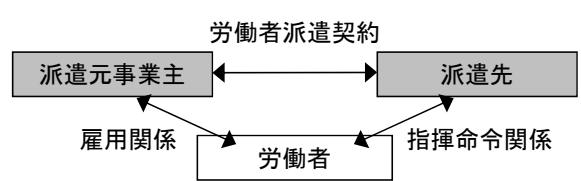
❌

「派遣元としての責任」を果たさず

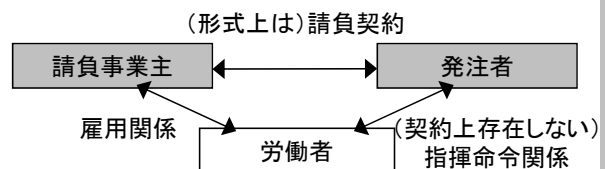
① 請負



② 労働者派遣



③ 偽装請負(実質「労働者派遣」に該当)



労働者に対する責任

発注者は責任を負わない
(雇用関係も指揮命令関係もない)

「指揮命令」に伴う使用者責任
危険防止措置、健康障害防止措置、労働時間管理 等
(実効性担保のため労働者派遣法の規定)
派遣契約の締結、責任者の設置、管理台帳の整備等

❌

「指揮命令に伴う責任」を果たさず

○「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」 (昭和61年労働省告示第37号)

【目的】

労働者派遣法の適正な運用のためには、労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があります。この基準は、労働者派遣事業か請負により行われる事業かを区分することを目的として定められています。

区分基準の柱

偽装請負にならないためには①

自己の労働者を直接利用していること。つまり、発注者から指揮命令を受けずに業務処理を行っていること。

偽装請負にならないためには②

請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理していること。

具体的には、

- 業務の遂行方法に関する指示
 - 労働時間等に関する指示
 - 配置決定や服務規律に関する指示
- などを請負事業主が行っているかによって判断している。

具体的には、

- 資金の調達・支弁関係
 - 法的責任関係
 - 単なる労働力の提供ではないこと
- によって判断している。

大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）

19文科高第281号

平成19年7月31日

各国公立大学長 殿
各国公立高等専門学校長 殿
独立行政法人大学評価・学位授与機構長 殿
独立行政法人大学入試センター理事長 殿
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各公立大学法人の理事長 殿
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿
放送大学学園理事長 殿

文部科学省高等教育局長
清水 潔

（印影印刷）

このたび、[別添1 文部科学省令第二十二号](#)のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）」が、また、[別添2 文部科学省告示第百十四号](#)のとおり、平成19年文部科学省告示第114号が、それぞれ平成19年7月31日に公布され、平成20年4月1日から施行されることとなりました。今回の改正は、平成17年1月の中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」における提言等を踏まえ、社会の信頼に応える高等教育の実現のため、学部等における教育力向上のための必要な措置を講じるとともに、その教育の質を保證する上で備えるべき基準をより明確にするものであります。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）

（1）改正の概要

1 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

1. 教育研究上の目的の明確化

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。（第2条の2関係）

2. 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備

ア 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。（第7条第4項関係）

イ 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。（第40条の2関係）

3. 授業科目の開設

大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。（第19条第1項関係）

4. 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準

大学が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。（第21条第2項第3号関係）

5. 成績評価基準等の明示等

大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。（第25条の2関係）

6. 教育内容等の改善のための組織的研修等

大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。（第25条の3関係）

7. 科目等履修生等の受入れ

ア 大学は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。（第31条第3項関係）

イ 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。（第31条第4項関係）

8. 施設の専用等

ア 大学は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。（第36条第1項関係）

イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該大学と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとする。（別表第3イの表備考第6号関係）

2 高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の一部改正

1. 教育上の目的の明確化

高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定め、公表するものとする。（第3条の2関係）

2. 授業科目の開設

高等専門学校は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。（第17条第1項関係）

3. 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準

高等専門学校が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。（第17条第4項第3号関係）

4. 成績評価基準等の明示等

高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。（第17条の3関係）

5. 教育内容等の改善のための組織的研修等

高等専門学校は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。（第17条の4関係）

6. 科目等履修生等の受入れ

ア 高等専門学校は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。（第21条第2項関係）

イ 高等専門学校は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。（第21条第3項関係）

7. 施設の専用等

ア 高等専門学校は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。（第23条第1項関係）

イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該高等専門学校と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該高等専門学校の教育に支障がない限度において、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとする。（第24条第5項関係）

3 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の一部改正

1. 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備

ア 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。（第8条第6項関係）

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。（第22条の2関係）

2. 授業科目の開設

大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。（第11条第1項関係）

3. 科目等履修生等の受入れ

科目等履修生等を受け入れる場合の人数については、大学設置基準の規定を準用するものとする。（第15条関係）

4. 施設の専用

大学院には、専用の講義室等を備えるものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。（第19条関係）

4 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の一部改正

1. 教育研究上の目的の明確化

短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。（第2条の2関係）

2. 授業科目の開設

短期大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。（第5条第1項関係）

3. 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準

短期大学が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。（第7条第2項第3号関係）

4. 成績評価基準等の明示等

短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。（第11条の2関係）

5. 教育内容等の改善のための組織的研修等

短期大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。（第11条の3関係）

6. 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備

ア 短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原

則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。（第20条第4項関係）

イ 短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。（第33条の2関係）

7. 科目等履修生等の受入れ

ア 短期大学は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。（第17条第3項関係）

イ 短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。（第17条第4項関係）

8. 施設の専用等

ア 短期大学は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。（第28条第1項関係）

イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該短期大学と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとする。（別表第2イの表備考第6号関係）

5 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の一部改正

1. 授業科目の開設

専門職大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。（第6条関係）

6 その他所要の省令の規定の整備を行ったこと。

(2) 留意事項

1 教育研究上の目的の明確化に関する事項

大学設置基準第2条の2の規定による目的の策定に当たっては、各大学のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表するよう留意すること。

2 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備に関する事項

大学設置基準第7条第4項は、大学が二以上の校地において教育を行う場合についても、同第7条第1項から第3項までの規定の考え方の下、それぞれの校地において必要な教育体制がとられるべきことを明確化する趣旨であること。また、その場合において、校地が隣接はしていないものの極めて近接しており、学生に対する日常的な学習相談、進路指導、厚生補導等が支障なく行うことができる体制にある場合など例外的な場合以外については、それぞれの校地における教育体制の核となる専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くことを求めたものであること。

大学設置基準第40条の2は、教員と同様に、施設及び設備についても、それぞれの校地において実際に行われる教育研究に支障のないように整備すべきことを明確化する趣旨であること。

3 授業科目の開設に関する事項

大学設置基準第19条第1項は、大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨であること。ここでいう「必要な授業科目」とは、各大学が定める卒業の要件を満たす単位数に算入することのできる授業科目を想定していること。

ただし、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することも認められるものであること。なお、このような授業を行う場合には、例えば、

1. 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
2. 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
3. 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
4. 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

4 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準に関する事項

大学設置基準第21条第2項第3号は、一の授業科目について、講義と実習などの複数の授業の方法を組み合わせた授業科目の導入が容易にできるよう、その取扱いを明確化したものであること。
なお、同項同号の規定により単位数を計算する場合においても、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするものであること。また、「前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間」を定めるに当たっては、例えば、講義と実験とを組み合わせる授業科目の場合は、講義及び実験の授業時間数をそれぞれ x 、 y とすると、 ax プラス by （ a : 1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である45時間を同項第1号の規定により講義について15時間から30時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値、 b : 同じく45時間を同項第2号の規定により実験について30時間から45時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値）が45となるように x 及び y の値を定めること。

5 科目等履修生等の受入れに関する事項

大学設置基準第31条第3項の「相当数」については、個別具体の事例に則して判断されることになるが、例えば、科目等履修生等の数を履修科目の単位数を勘案して学生数に換算した上で、本来の学生数と合わせて収容定員を大幅に超える場合などが想定されること。
同条第4項の「第24条の規定を踏まえ」については、一の授業科目について同時に授業を行う学生数並びに授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を踏まえるという趣旨であること。

6 成績評価基準等の明示等に関する事項

大学設置基準第25条の2第2項に規定する学修の成果に係る評価等の基準については、各大学が作成するいわゆるシラバスに記載するなど、学生に対して明確に提示するよう留意すること。

7 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する事項

大学設置基準第25条の3の規定によるいわゆるファカルティ・ディベロップメント(FD)については、これまで努力義務であったものを義務化するものであるが、これは大学の各教員に対し義務付けるものではなく、各大学が組織的に実施することを義務付けるものであること。これを踏まえ、各大学においては、授業の内容及び方法の改善につながるような内容の伴った取組を行うことが望まれること。

8 施設の専用等に関する事項

大学設置基準第36条第1項は、大学の施設は、他の機関との共用ではなく当該大学の専用であることが原則であることを明確にしたものであること。また、「教育研究に支障がないと認められるとき」とは、例えば、大学設置基準に定める基準校舎面積を超えて校舎を有し、その超えている部分を他の機関と共用する場合などが想定されること。

なお、大学が、教育上支障のない場合に、一時的に大学の施設を社会教育その他公共のために利用させることは、学校教育法第85条の規定により認められていること。

大学設置基準別表第3イの表備考第6号については、同一敷地内又は隣接地に大学と短期大学、高等専門

学校又は専門学校等を置いている場合に、それぞれの学校等の基準校舎面積を合算した面積を全体として有していれば、教育研究に支障がない限度において共用を認めるという趣旨であること。

9 その他

上記1～8に記載する事項は、大学設置基準だけでなく、高等専門学校設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職大学院設置基準における同様の改正事項についても、同様の考え方であること。なお、上記1、4、6及び7については、平成18年の大学院設置基準の改正により、大学院について既に措置されているものであること。

第二 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の一部改正（平成19年文部科学省告示第114号）

1. 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができるいわゆる「遠隔授業」については、大学教育の質を保証する上で備えるべき基準をより明確にするため、インターネット等を活用した授業の場合、毎回の授業の実施に当たって行うこととされている設問解答等について、指導補助者が教室等以外の場所において学生に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、十分な指導を行うこととしたこと。
ここでいう「指導補助者」は、当該授業を行う教員の補助として、当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に行い得る資質能力を有する者であること。なお、学生等の成績評価は当該授業を行う教員の権限と責任において厳正に行うこと。また、「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。
2. なお、短期大学及び高等専門学校についても、これらと同様の告示の改正を行うこと（平成13年文部科学省告示第52号及び同告示第53号）。

第三 施行期日

本通知に係る省令及び告示については、平成20年4月1日から施行することとしたこと。

お問合せ先

高等教育局大学振興課法規係

電話番号：03－5253－4111（代表）（内線2493）

（高等教育局大学振興課）

-- 登録：平成21年以前 --

印 紙 税 額

令和8年5月22日現在

番号	文 書 の 種 類 (物 件 名)	印紙税額 (1通又は1冊につき)	主な非課税文書
1	1 不動産、鉱業権、貯留権、試掘権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 1 試掘権とは、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和6年法律第38号)第2条第8項(定義)に規定する試掘権をいいます。 2 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など 3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、傭船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び送り状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など	記載された契約金額が 10万円以下のもの 200円 10万円を超え 50万円以下のもの 400円 50万円を超え 100万円以下 " 1千円 100万円を超え 500万円以下 " 2千円 500万円を超え 1千万円以下 " 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2万円 5千万円を超え 1億円以下 " 6万円 1億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 20万円 10億円を超え 50億円以下 " 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が 1万円未満(※) のもの ※ 第1号文書と第3号から第17号文書と第1号文書に該当する文書で第1号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が1万円未満であっても非課税文書となりません。
	上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものは、記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) <u>契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。</u>	記載された契約金額が 50万円以下のもの 200円 50万円を超え 100万円以下のもの 500円 100万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 3万円 1億円を超え 5億円以下 " 6万円 5億円を超え 10億円以下 " 16万円 10億円を超え 50億円以下 " 32万円 50億円を超えるもの 48万円	
2	請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下のもの 400円 200万円を超え 300万円以下 " 1千円 300万円を超え 500万円以下 " 2千円 500万円を超え 1千万円以下 " 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2万円 5千万円を超え 1億円以下 " 6万円 1億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 20万円 10億円を超え 50億円以下 " 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が 1万円未満(※) のもの ※ 第2号文書と第3号から第17号文書と第2号文書に該当する文書で第2号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が1万円未満であっても非課税文書となりません。
	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものは、記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) <u>契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。</u>	記載された契約金額が 200万円以下のもの 200円 200万円を超え 300万円以下のもの 500円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 3万円 1億円を超え 5億円以下 " 6万円 5億円を超え 10億円以下 " 16万円 10億円を超え 50億円以下 " 32万円 50億円を超えるもの 48万円	
3	約束手形、為替手形 (注) 1 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2 振出人の署名のない白地手形(手形金額の記載のないものは除きます。)で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。	記載された手形金額が 10万円以上 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 " 400円 200万円を超え 300万円以下 " 600円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 2千円 1千万円を超え 2千万円以下 " 4千円 2千万円を超え 3千万円以下 " 6千円 3千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 2万円 1億円を超え 2億円以下 " 4万円 2億円を超え 3億円以下 " 6万円 3億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 15万円 10億円を超えるもの 20万円	1 記載された手形金額が10万円未満のもの 2 手形金額の記載のないもの 3 手形の複本又は謄本
	①一覧覧のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形	200円	
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券 (注) 1 出資証券には、投資証券を含みます。 2 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含みます。	記載された券面金額が 500万円以下のもの 200円 500万円を超え 1千万円以下のもの 1千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2千円 5千万円を超え 1億円以下 " 1万円 1億円を超えるもの 2万円 (注) 株券、投資証券については、1株(1口)当たりの払込金額に株数(口数)を掛けた金額を券面金額とします。	1 日本銀行その他特定の法人の作成する出資証券 2 譲渡が禁止されている特定の受益証券 3 一定の要件を満たしている額面株式の株券の無効手続に伴い新たに作成する株券

10万円以下又は10万円以上 …… 10万円は含まれます。
10万円を超え又は10万円未満 … 10万円は含まれません。

番号	文 書 の 種 類 (物 件 名)	印紙税額 (1 通又は1 冊につき)	主な非課税文書
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書 (注) 1 会社法又は保険業法に規定する合併契約を証する文書に限ります。 2 会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限ります。	4 万円	
6	定 款 (注) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。	4 万円	株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法の規定により公証人の保存するもの以外のもの
7	継続的取引の基本となる契約書 (注) 契約期間が3 か月以内で、かつ、更新の定めのないものは除きます。 (例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4 千円	
8	預金証書、貯金証書	200円	信用金庫その他特定の金融機関の作成するもので記載された預入額が1 万円未満のもの
9	倉荷証券、船荷証券、複合運送証券 (注) 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の効用があるものを含みます。	200円	
1 0	保険証券	200円	
1 1	信 用 状	200円	
1 2	信託行為に関する契約書 (注) 信託証書を含みます。	200円	公益信託に関する法律の規定による行政庁の認可を受けた公益信託の信託行為に関する契約書
1 3	債務の保証に関する契約書 (注) 主たる債務の契約書に併記するものは除きます。	200円	身元保証ニ関スル法律に定める身元保証に関する契約書
1 4	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	200円	
1 5	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	記載された契約金額が1 万円以上のもの 200円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1 万円未満のもの
1 6	配当金領収証、配当金振込通知書	記載された配当金額が3 千円以上のもの 200円 配当金額の記載のないもの 200円	記載された配当金額が3 千円未満のもの
1 7	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること（権利を設定することを含みます。）による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など 2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下のもの 400円 200万円を超え 300万円以下 " 600円 300万円を超え 500万円以下 " 1 千円 500万円を超え 1 千万円以下 " 2 千円 1 千万円を超え 2 千万円以下 " 4 千円 2 千万円を超え 3 千万円以下 " 6 千円 3 千万円を超え 5 千万円以下 " 1 万円 5 千万円を超え 1 億円以下 " 2 万円 1 億円を超え 2 億円以下 " 4 万円 2 億円を超え 3 億円以下 " 6 万円 3 億円を超え 5 億円以下 " 10万円 5 億円を超え 10億円以下 " 15万円 10億円を超えるもの 20万円 受取金額の記載のないもの 200円	次の受取書は非課税 1 記載された受取金額が5 万円未満のもの 2 営業に関しないもの 3 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書
1 8	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳	1 年ごとに 200円	1 信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳 2 所得税が非課税となる普通預金通帳など 3 納税準備預金通帳
1 9	消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳 (注) 1 8に該当する通帳を除きます。	1 年ごとに 400円	
2 0	判 取 帳	1 年ごとに 4 千円	